

**滋賀大学教育学部附属学校園**

**いじめ防止基本方針**

**令和8年4月**

## 1. 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そのことに鑑み、附属学校園すべての幼児・児童・生徒をこうしたいじめから守り、安心して健やかに成長できる学校園環境を保障するために、各附属学校園において「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等のための対策を、大学との密な連携のもとで推進する。

## 2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該幼児児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該幼児児童生徒と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

## 3. 基本理念

いじめ防止等対策は、次のことを旨として行うものとする。

- (1) 全教職員が「いじめ」が命にかかわる問題として捉え、事実を見逃すことなく学校園が一丸となって組織的に対応する。
- (2) いじめられた子どもの立場に立って、子どもの声に耳を傾け、気持ち理解しながら、その思いを聴き出すまでかわり、問題解決に当たる。
- (3) 学校園・家庭・地域及び大学等関係機関と連携協力して対応に当たる。

## 4. いじめの禁止

幼児児童生徒は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者等周りの大人に相談をするよう指導する。

## 5. いじめに対する取組

附属学校園では、校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校園マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCA サ

イクルをとおして取組の充実を図り、「明日も行きたくなる学校園」づくりに努める。

## 6. いじめに対応する組織

### (1) いじめ問題対策委員会の設置

いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、アンケート調査と教育相談の実施に合わせて開催する。また、職員会議において、学年等のいじめ防止等の状況を交流する。なお、いじめと疑われる相談・通報があった場合は、委員会を緊急開催する。

### (2) 「いじめ問題対策委員会」の役割

- ① いじめ防止等の取組内容の検討・年間計画作成・実施・修正を行う。
- ② いじめ防止等の取組を教職員に周知する。
- ③ いじめに関する相談・通報に対応する。
- ④ いじめの判断と情報収集および記録を行う。
- ⑤ いじめ事案への対応検討・教職員への提案および決定、保護者との連携等を執り行う。
- ⑥ 生徒や保護者に対し、いじめ防止等の取組について情報を発信し、啓発活動を行う。
- ⑦ 重大事態に係る調査の母体となり、調査に当たる。
- ⑧ アンケートやチェックリスト等を用いて PDCA サイクルに基づき、毎年度いじめ防止等の取組を検証する。
- ⑨ いじめ事案の事後の見守りをする。

## 7. 重大事態への対処

### (1) 重大事態を把握する端緒

- ・大学または学校園が、重大事態の判断を行う。学校園の設置者または学校園は、いじめ防止対策基本法第23条第2項や第24条に基づく調査を通じて把握した情報を元に疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- ・不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校園は、欠席期間が30日に到達する前から大学に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校園が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応する。
- ・幼児児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校園が幼児児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による

調査を実施し、事実関係を確認する。

#### (2) 重大事態発生時の対応

- ・大学および学校園は、重大事態が発生した際は、国立大学法人の学長または理事長を経由して文部科学大臣まで重大事態が発生した旨を報告する。
- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象幼児児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者または学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。

#### (3) 調査組織の設置

- ・調査主体は学校園の設置者である大学が判断する。不登校重大事態については、原則として学校園主体で調査を行う。
- ・特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い場合は慎重に行う。

#### (4) 重大事態調査の進め方

- ・アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、対象幼児児童生徒・保護者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。
- ・可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

#### (5) 調査結果の説明・公表

- ・調査報告書に基づく対象幼児児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った幼児児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や幼児児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・調査報告書に基づいて、文部科学大臣に報告する。
- ・調査報告書を公表するか否かについては、学校園の設置者である大学および学校園として、当該事案の内容や重大性、対象幼児児童生徒・保護者の意向、公表した場合の幼児児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断し、特段の支障がなければ公表する。

#### (6) 調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象幼児児童生徒の支援や配慮が必要である。また、いじめを行った幼児児童生徒に対しても必要な指導および支援を行う。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校園の設置者である大学の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。